

# 国保の高額療養費の 支給方法が一部変わります

4月1日から、70歳未満の方が入院したときの医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。  
入院をするときは、市役所で申請して限度額適用認定証の交付を受けてください。

## ○申請場所

伊奈庁舎国保年金課

## ○申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・国保保険証

## ☆申請の受け付けは、

3月22日(木)からです。



自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、伊奈庁舎国保年金課へ認定証の交付申請をし、交付された認定証を医療機関へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

※入院時の食事代や保険診療の対象とならない差額ベット代などは除きます。

※外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり市役所からの通知が届いてから、申請により支給を受ける形になります。

※保険税を滞納している人は、これまでどおり窓口で医療費の3割(3歳未満は2割)を支払い、市役所からの通知が届いてから、申請により支給を受ける形になります。

## ◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課  
☎ 58 - 2111内線1182

## ◎医療機関窓口で提示するもの

所得区分	平成19年3月まで	平成19年4月から
一般	保険証	保険証、限度額適用認定証
上位所得者 ※1	保険証	保険証、限度額適用認定証
住民税非課税世帯	保険証、標準負担額減額認定証	保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証

## ◎自己負担限度額 (月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯および、所得の申告をしていない世帯

※2 過去12か月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額